

事務連絡
平成27年1月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

院内感染対策のための指針案の送付について

院内感染対策については、昨年末に「医療機関における院内感染対策について」（平成26年12月19日医政地発1219第1号医政局地域医療計画課長通知）を発出し、貴職におかれてはこれを参考に対応いただいているところです。また、医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査の機会等を通じて医療機関に対して指導いただいているところです。

また、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第2項第1号に基づき「院内感染のための指針」の策定が求められることとなっております。

こうした取組に資するものとして、平成18年度厚生労働科学研究費補助金（医療安全・医療技術評価総合研究事業）「安全性の高い療養環境及び作業環境の確立に関する研究」（主任研究者：小林寛伊東京医療保健大学学長）の成果として、「中小病院/診療所を対象にした医療関連感染制御策指針（案）2006」、「小規模病院/有床診療所施設内指針（案）2006」及び「無床診療所施設内指針（案）2006」が取りまとめられ、お知らせしていたところです。

今般、平成25年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「感染制御システムのさらなる向上を目指す研究／特に中小医療施設を対象として」（研究代表者：小林寛伊東京医療保健大学大学院医療保健学研究科長）の成果として、別添のとおり、従来の指針の改正が行われましたのでお知らせいたします。

貴職におかれましては、改めて管下の医療機関に対して、当該資料の他、関係法令、通知等を参考に、院内感染管理体制の確認等、院内感染防止に関する指導を徹底するよう、よろしく御願いたします。

（連絡先・問い合わせ先）

厚生労働省医政局地域医療計画課

03-3595-2194（直通）

課長補佐 森井大一（内2556）